

英国のESG関連情報開示の動向

ロンドン駐在員 公認会計士 児島惇彦



▶ Atsuhiko Kojima

2010年入社後、総合電機・自動車企業の監査に従事。総合商社へ財務アドバイザーを提供。22年からEYロンドン事務所に赴任し、会計監査を中心に、日系企業の現地サポートを実施している。

I はじめに

昨今、ESG（環境：Environment、社会：Social、ガバナンス：Governance）に関連した情報開示への期待の高まり、規制の強化、枠組みの設定が世界中で広まっています。英国でもさまざまな動きが見られ、英国でビジネスを展開する上で、ESG関連基準の動向把握は重要と考えられます。

情報開示（SECR）のフレームワークは2013年に施行され、上場企業に対して、Strategic Report（戦略報告書）での年間排出量の報告が求められました。18年の改正では大規模非上場企業および一定基準を満たすLLPs（有限責任パートナーシップ）に対し^{*1}、英国でのエネルギー使用と関連する年間温室効果ガス排出量、エネルギー効率化活動等について、アニュアルレポートでの報告を義務付けました。

II 英国におけるESG関連規制の概要

英国は、政府がTCFD提言に対しいち早く賛同するとともに基準の設定、タスクフォースの設立が行われた国の1つとなります。ここで紹介する次の6つの略称は、<表1>の通り、開示基準、タスクフォース、設立主体を意味しますが、いずれも1つの開示要求事項としてご参照ください。また、当該6つの開示要求事項についての比較表は<表2>をご参照ください。

1. SECRの概要

エネルギー消費量および二酸化炭素排出量に関する

2. TCFDの概要

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）のフレームワークはガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4つのテーマ領域をカバーし、17年に公表されました。プレミアム上場企業は21年4月6日以降の会計期間、一定基準を満たすその他の企業は22年4月6日以降の会計期間から適用されます^{*2}。

3. TPTの概要

英国金融行為規制機構（FCA）は22年1月に上場企業およびアセットマネージャー等を対象にTCFDに沿った開示の一環として、その移行計画を開示するための

▶ 表1 英国企業に関連する気候関連の報告および開示要求事項 名称一覧

略称	名称（英）	名称（和）
SECR	Streamlined Energy and Carbon Reporting	エネルギー消費量および二酸化炭素排出量に関する情報開示
TCFD	Task Force on Climate-related Financial Disclosures	気候関連財務情報開示タスクフォース
TPT	Transition Plan Taskforce	移行計画タスクフォース
SDR	Sustainability Disclosure Requirements	サステナビリティ開示要件
ISSB	International Sustainability Standards Board	国際サステナビリティ基準審議会
TNFD	Taskforce on Nature-related Financial Disclosures	自然関連財務情報開示タスクフォース

※1 英国で法人化され、次の基準のうち、2つ以上を満たす企業が対象となる。

▶ 売上高3,600万ポンド以上 ▶ 総資産1,800万ポンド以上 ▶ 従業員数250人以上

▶表2 英国企業に関する気候関連の報告および開示要求事項

	必須				任意	
	SECR	TCFD	TPT	SDR	ISSB	TNFD
基準の現状のステータス	最終化	最終化	意見募集中	意見募集中	意見募集中	意見募集中
有効日	2013年、2018年改正	2021年～2023年(段階的に)	2023年	2024年予定	2023年	2023年
適用時期	2019年4月以降	2022年4月6日以降に開始する事業年度	2023年以降	2024年以降*8	N/A*10	-
対象企業	▶ 上場企業*3 ▶ 大規模非上場企業*4 ▶ 一定基準を満たすLLPs*4	▶ プレミアム上場企業*5 ▶ 一定基準を満たすその他の会社*6	▶ 上場企業*7 ▶ アセットマネージャー等*7	▶ 英国規制対象企業 ▶ 投資ファンド等	▶ 各法域での定めによる*10	▶ 市場参加者*11
主要な利用者*1	投資家	投資家	投資家	マルチ・ステークホルダー*9	投資家	投資家
開示する重要性基準*2	N/A	企業	企業	社会*9	企業	企業
開示場所	アニュアルレポート	アニュアルレポート、または個別財務諸表	3年に一度個別財務諸表での開示、アニュアルレポートでの毎年の進捗開示	-	アニュアルレポート*10	アニュアルレポート
保証業務	要求されない	要求されない	要求されない	-	N/A*10	要求されない
業界別の開示	要求されない	推奨	金融セクター等のテンプレートを開発中	-	要求	業界別のテンプレートを開発中
シナリオ分析	要求されない	要求	要求	-	要求	-
スコープ1/2	要求	要求	要求	要求	要求	-
スコープ3	要求されない	条件付き	要求	-	条件付き	-

基準案で明確に示されていない項目については表中において「-」で表示しています。

- *1 主要な利用者とは、サステナビリティ情報の主要な想定ユーザーを指す。「投資家」とは、投資家、融資提供者およびその他の債権者を指す。「マルチ・ステークホルダー」とは、投資家、融資提供者、その他の債権者の他、従業員、顧客、地域社会、市民社会、政府等を指す。
- *2 重要性（マテリアリティ）は、「企業マテリアリティ」または「社会マテリアリティ」に大別される。企業マテリアリティは、サステナビリティ課題が自社のビジネスに与える影響について報告すべきことを意味する。社会マテリアリティは、企業がサステナビリティ課題が自らのビジネスに与える影響と、自らのビジネスが人と環境に与える影響の両方について報告すべきことを意味する。企業マテリアリティを「シングルマテリアリティ」、社会マテリアリティを「ダブルマテリアリティ」と表現することもある。
- *3 2006年会社法第15部で戦略報告書の開示が求められる上場企業
- *4 英国で法人化され、次の基準のうち、2つ以上を満たす企業
 - ▶ 売上高3,600万ポンド以上
 - ▶ 総資産1,800万ポンド以上
 - ▶ 従業員数 250 人以上
- *5 プレミアム上場企業は2021年4月6日以降の会計期間から適用される。
- *6 次の基準を満たす企業が対象となる。これらの企業は2022年4月6日以降の会計期間から適用される。
 - ▶ スタンダード上場企業
 - ▶ 非財務情報報告書の作成が義務付けられている英国企業（従業員が500名以上で英国の規制市場において取引が認められている譲渡可能な証券を保有する英国企業、銀行、保険会社等）
 - ▶ 従業員が500名以上のLLPs
 - ▶ 上記以外の英国の登録企業で、従業員が500名以上、売上高が5億ポンド以上の企業
- *7 上場企業、アセットマネージャー及び規制対象のアセットオーナーに最初に適用される予定。
- *8 草案への意見募集の結果次第ではあるものの、2023年上期までに規則の最終化、方針の公表を目指している。
- *9 開示要件では明確に示されていないものの、想定しているユーザーやマテリアリティを記載している。
- *10 IFRS財団の権限を考慮すると、ISSB基準は、その基準に基づく開示を義務化するかどうか、開示の場所（公開草案では財務諸表と一体として開示することが要求されている）、対象企業、適用時期、第三者保証のレベルなど必要に応じた多くの決定を各法域に委ねることが想定されている。
- *11 企業、投資家、規制当局を含む幅広い市場参加者向けに開発されている。当初は、大規模企業によって自発的に適用されることが期待されている。

規則を導入しました。英国の財務省（HM Treasury）は22年4月に移行計画タスクフォース（TPT）を立ち上げ、企業に対して「ゴールドスタンダード」な移行計画のガイダンスを提供しました。今後2年間でFCAはTPTの成果を利用し、上場企業と金融会社の将来の開示規則を強化する予定です。

4. SDRの概要

サステナビリティ開示要件（SDR）は21年7月に発表され、初めて既存のサステナビリティ関連の開示要件を1つのフレームワークに統合する予定となって

います。気候変動だけではなく、他のサステナビリティ関連の財務情報をカバーし、英国グリーンタクソノミー^{*3}に関連する要件も統合予定です。ISSB基準がSDRフレームワークの主要な構成要素となります。22年10月に公表されたSDRの提案書には顧客が投資商品を容易に理解できるように投資を区分する新たなサステナビリティ投資ラベリング制度の概念も含まれています。背景としては透明性のある情報を開示することでグリーンウォッシュ^{*4}を防ぐことが目的となります。現状、FCA規制業種およびサステナビリティ関連金融商品を扱う機関が対象とされています。

※2 次の基準を満たす企業が対象となる。詳細は<表2>を参照。

- ▶ スタンダード上場企業 ▶ 非財務情報報告書の作成が義務付けられている英国企業 ▶ 従業員500名以上のAIM上場企業、LLPs ▶ 前述以外の英国の登録企業で、従業員が500名以上、売上高が5億ポンド以上の企業

※3 環境に重大な悪影響を与えない経済活動や投資を分類する枠組み

※4 環境に配慮しているかのように取り繕うものの、実態が伴っていない行為

5. ISSBの概要

国際的に非財務情報開示基準が乱立する中、IFRS財団によって、21年11月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設立されました。ISSBを各国が採用することで、サステナビリティ報告の開示要請の統一が図られることが期待されます。今後、ISSBは、サステナビリティに関連するリスクと機会が企業価値に与える影響の評価が可能となるように、広範な開示基準を開発する予定です。ISSB基準は、グローバルベースで軸となることを目的としており、各法域で追加の要件を加えることで、各法域の利害関係者のニーズに応えることが期待されています。

6. TNFDの概要

21年6月に、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が立ち上がりました。TNFDは財務およびビジネス上の意思決定において自然を考慮に入れる必要性の認知度が高まったことを受け、自然資本および生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する目的で設立された国際的な組織です。23年9月に予定されているフレームワークのリリースを前にした最終ドラフトが23年3月に発表されています。

III 英国での企業運営として要求される事項

前述の英国における6つの開示要求事項では、それぞれルールが異なるため、正確な理解とその対応が求められます。日系企業の親会社においては、日本で検討済みの情報を共有することも一案となります。ただし、前述のSDRにおける投資ラベリング制度やマテリアリティの違い等、現在日本では導入されていない概念も存在することから、そのような項目については別途検討が必要になる点について留意が必要です。

全体的な動きとしては乱立する開示要求事項の統一に舵取りがされているように見受けられますが、すでに設定されたルールが多岐にわたっていることから、その統一は容易ではないことも想定されます。当面は各開示の要求事項を正確に把握し、適用の可否を理解し、対応することが求められます。しかし、一在英国企業のみで検討を行うことは難しい場合もあり、英国に限らず、一企業グループとしてどのように対応すべきかを検討することも一案です。

IV おわりに

ESGに関連した法令遵守は、企業にとって1つの懸念材料となるケースが増加しています。前述した開示要求事項はサステナビリティに関連した開示を求めています。その目的は各企業に気候変動の緩和等の社会的なサステナビリティ課題への対応を促すことであり、開示にとどまらず、企業グループとして戦略を持って対応を検討する分野と考えられます。本稿が日系企業の企業活動の一助となれば幸いです。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
ロンドン事務所
E-mail : atsuhiko.kojima1@uk.ey.com